

鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、児童養護施設等において被虐待児等のほか、障がい児が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、「鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業実施要綱」（平成25年9月3日付第201300079413号鳥取県福祉保健部長通知。以下「実施要綱」という。）に定める事業（以下「補助事業」という。）を行う送り出し施設及び受入施設に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、以下により算出された額以下とする。

(1) 研修事業ごとに、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる補助基準額と同表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）を選定する。

(2) (1)により選定された額のすべての事業の合計額。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別表の第6欄に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない

きは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

別表（第3条及び第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率	6 申請期限
<p>児童養護施設等職員の資質向上研修事業</p>	<p>(1) 送り出し施設 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、児童家庭支援センター</p> <p>(2) 受入施設 「(1) 送り出し施設」にある施設に障害児入所施設を加えた施設。</p>	<p>(1) 短期研修（送り出し施設） 1人当たり 宿泊あり 132,000円 宿泊なし 71,000円</p> <p>(2) 長期研修 1人当たり 送り出し施設 1,019,000円 受入施設 216,000円</p>	<p>研修事業に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>ただし、次に掲げる研修に要する費用については対象としない。</p> <p>(1) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日付厚生省令第63号）の規定により施設長が2年に1回受講することとされている厚生労働大臣が指定した者が行う研修</p> <p>(2) その他実施要綱第1の目的に資すると認められない研修</p>	<p>10 / 10</p>	<p>4月末日</p>

様式第1号（第4条関係）

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業計画書

1 法人名：_____ 施設名：_____

2 目的

※研修計画全体の目的を記載してください。

3 事業計画の概要

別紙1-1、1-2のとおり。

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

6 添付書類

- ・研修事業計画の概要（別紙1-1）
- ・補助金申請額内訳書（別紙1-2）

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業計画の概要

(1) 短期研修

研修内容 ①	事業実施 予定年月日 ②	受講予定者 数 ③	対象経費の 実支出予定額 ④	備考 ⑤
		人	円	
合計				

(2) 長期研修

研修 種別 ①	研修内容 ②	事業実施 予定年月日 ③	受講予定者 数 ④	対象経費の 実施出予定額 ⑤	備考 ⑥
			人	円	
合計					

- 1 年度内に実施する予定の研修事業について記載すること。
- 2 (1) ①欄には、受講する予定の研修内容を具体的に記載すること。受講する研修が確定している場合には、その研修名及び実施機関名を記載すること。
- 3 研修会の案内通知、開催要項等、目的・テーマ・対象者等、日時、受講料等、研修の概要が確認できるものを必要に応じて添付すること。
- 4 (2) ①欄には、研修の種別に応じて次の記号を記入すること。
 - ア 送り出し（職員を派遣する場合）
 - イ 受入（職員を受け入れる場合）

5 (2) ②には、派遣先又は受入先の施設名を記載すること。

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金申請額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の 実支出予定額 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	算定基準額 (CとDのい ずれか低い方 の額) E	県補助所要額 F
合計						

(記載上の注意)

- 1 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

収入の部	予算（決算）額	摘要
計		

支出の部

（単位：円）

支出の部	予算（決算）額	摘要
計		

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

職氏名

印

〇〇年度鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業」とし、その内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金交付要綱（平成25年9月3日付第201300079413号鳥取県福祉保健長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業実績報告書

1 法人名： _____ 施設名： _____

2 研修の実績

※研修事業の実績・効果等を記載してください。

3 事業実績の概要

別紙2-1、2-2、2-3のとおり。

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

6 添付書類

- ・研修事業実績の概要（別紙2-1）
- ・研修事業実績の概要（個票）（別紙2-2）
- ・補助金精算額内訳書（別紙2-3）

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業実績の概要

(1) 短期研修

研修内容 ①	事業実施年月日 ②	受講者数 ③	対象経費の実支出額 ④	備考 ⑤
		人	円	
合計				

(2) 長期研修

研修種別 ①	研修内容 ②	事業実施年月日 ③	受講者数 ④	対象経費の実支出額 ⑤	備考 ⑥
			人	円	
合計					

- 1 年度内に実施した研修事業について記載すること。
- 2 (1) ①欄には、受講した研修名及び実施機関名を記載すること。
- 3 (2) ①欄には、研修の種別に応じて次の記号を記入すること。
ア 送り出し（職員を派遣する場合） イ 受入（職員を受け入れる場合）
- 4 (2) ②には、派遣先又は受入先の施設名を記載すること。

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業実績の概要（個票）

1 法人名： _____ 施設名： _____

2 対象者

氏名	
職名	
保有資格	
職務内容	

3 補助対象事業内容

受講研修名	
実施機関	名称
研修種別	1短期 2長期（ア送り出し イ受入）
受講期間（派遣・受入期間）	年 月 日～ 年 月 日
受講した研修の概要	

4 対象経費の実支出額

科目	金額	算出内訳
賃金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
備品購入費		
合計		

※1 本票は研修事業ごとに作成すること。なお、受講者が複数の場合は、「2 対象者」欄は、受講者ごとに記載すること。

※2 受講した研修の概要について、具体的に記載すること、ただし、受講者の研修報告書の写しや復命書でも可。

（添付書類）

支出した費用の明細がわかるもの。（旅費支給調書、精算書、各種領収書等の写し等）

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金精算額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	算定基準額 (CとDのいずれか低い方の額) E	県補助所要額 F	交付決定額 G	受入済額 H	差引過不足額 (H-F) I
合計									

(記載上の注意)

- 1 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

様式第5号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

住 所
氏 名
印
(団体にあつては、団体名称及び代表者氏名)

〇〇年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度児童養護施設等職員の資質向上研修事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳及び確定申告書の写し